

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号

TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

160 02/4/1

¥100

「核態勢見直し」の検証

まやかしの核兵器削減

「脱冷戦」宣言はミサイル防衛計画を推進する隠れ蓐

秘密文書である米国防省の「核態勢見直し(NPR)」報告(2002.1.8議会提出)の抜粋が暴露され、
「<http://www.globalsecurity.org>」に掲載された。その前文は、すでに公開されており、本誌156号で全訳し
た。暴露された部分について日本のマスコミに出た主な内容は、本誌158・9合併号で紹介した。暴露され
た「抜粋」を資料として訳出する仕事は、皆さんの協力を得つつ進めたい。ここでは、NPRに関するもう一つ
の重要なNGO文書を紹介する。それは、ブッシュの核削減の実態分析である。それによると、NPRの「削減」
によって、作戦配備の戦略兵器は3分の1に減るといふが、実際には10年後の米国の核弾頭数は、6%減
るだけである、という推定である。

『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイ
エンティスト』誌に、「核ノートブック」を連
載している、ロバート・S・ノリスらNRDC
(天然資源保護評議会)のメンバーが、2月
13日に「核抑制の振戻りをする:米国の核
戦力を強化するためのブッシュ政権の
秘密計画」と題する報告書を発表した。
NRDCは、核兵器の動向をフォローして
きた信頼されているNGOである。この報
告書から、現在の米国の保有核兵器と、
NPRから推定される10年後(2012年)の
保有核兵器を比較した表を作成して、2
~3ページに掲載した。

核兵器よ永遠に?

表の説明の前に、ブッシュ政権が核

米国の核兵器
2002年と2012年
の比較表
2~3ページ

兵器の将来をどのように考えているかに
ついて、特徴的なことを要約する。

ブッシュ政権は、少なくとも今後50年
は、核戦力が米国の軍事力の一部であ
るといふ仮説の下に、NPRを行った。その
ために現有核兵器の維持と近代化のみ
ならず、2020年の作戦配備を目指して新
型ICBM(大陸間弾道弾)、2030年を目指
して新型SLBM(潜水艦発射弾道弾)とSS
BN(戦略原子力潜水艦)、2040年を目指
して新型重爆撃機、そして、それらに搭載
する新型核弾頭、の研究を開始しようと
している。

まさに、「核兵器よ永遠に」の思想が露
わになっている。

核も通常兵器も同列

核兵器の根本目的を、2001年9月の
「4年国防報告」が設定した軍隊、能
力、配備、および使用の指針となる4つの
目的と同じ言葉を用いて説明している。

米国民、同盟国、友好国の米国の安
全保障の誓約の実行能力について
安心させる。

敵に対して、米国や同盟国・友好国の
利益を脅かす計画や作戦をあきらめ
させる。

ミサイル防衛と報復攻撃能力によっ
て、敵の侵略や強要を抑止する。
敵を打ち負かす。核兵器でなければ
できない破壊を行う。

重要なのは、にあるように、日本のよ
うな核兵器依存国が、核兵器による安全
保障を米国に求めないと明言すると、米
国の核兵器削減に貢献できる。

また、で、精密兵器と核兵器の
選択肢が、攻撃の有効性という軍事的
選択のなかで同列に扱われている。核
使用の「しきい」が、著しく低くなったと言
わざるをえない。

冷戦思考は続いている

2001年5月1日のミサイル防衛宣言(本
誌139号に抄訳)のときも、12月13日のAB
M条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)
脱退通告(本誌154・5号)のときも、ブッ
シュ演説のもっとも明解なメッセージは、
「冷戦は終わった。我々は違った世界に

核態勢見直しによる現在(2002年1月)と10年後(2012年)の 米核弾頭数の概念的比較

NRDC(天然資源保護評議会)の分析データより作成

型式			発射台 当りの 弾頭数	発射台		活性状態(アクティブ)弾頭数				
				作戦配備	オーバー ホール	作戦配備	オーバー ホール	迅速対 応戦力	予備	
戦 略 核 戦 力	大陸 間 弾 道 弾	W62 (ミットマン)	2002	1 or 3	200	0	300	0	0	15
			2012	0	0	0	0	0	0	
		W78 (ミットマン)	2002	3	300	0	900	0	0	20
			2012	1	300	0	300	0	300	15
		W87	2002	10	50	0	500	0	0	50
			2012	1	200	0	200	0	0	20
	小計	2002		550	0	1700	0	0	85	
		2012		500	0	500	0	300	35	
	潜水 艦 発 射 弾 道 弾	W76	2002	6 or 8	336	48	2404	336	0	140
			2012	5	212	48	1060	240	400	40
		W88	2002	6 or 8	48	0	380	0	0	20
			2012	5	76	0	380	0	0	20
		小計	2002		384	48	2784	336	0	160
			2012		288	48	1440	240	400	60
核 爆 弾 ・ 巡 航 ミ サ イ ル	B61-7	2002	爆撃機 B-52H B-2 ともに 16個 の爆弾 を搭載	B-52 作戦配備 2002年 56機 2012年 56機 B-52 オーバーホール 2002年 41機 2012年 20機 B-2 作戦配備 2002年 16機 2012年 16機 B-2 オーバーホール 2002年 5機 2012年 5機	350	0	0	20		
		2012			60	0	100	5		
	B61-11	2002			50	0	0	5		
		2012			50	0	0	5		
	B83-0	2002			0	0	0	0		
		2012			0	0	0	0		
	B83-1	2002			400	0	0	20		
		2012			60	0	150	5		
	B80-1	2002			860	0	0	40		
		2012			90	0	400	10		
小計	2002	72	46	1660	0	0	85			
	2012	72	25	260	0	650	85			
戦略核合計	2002			6144	336	0	330			
	2012			2200	240	1350	120			
非 戦 略 核 戦 力	B-61-3,4,10	2002	戦闘機 F-16 C/Dおよび F-15 に搭載	800	0	0	40			
		2012		800	0	0	40			
	W-80-0#	2002		0	0	320	0			
		2012		0	0	320	0			
	W-84##	2002		0	0	0	0			
		2012		0	0	0	0			
	非戦略核合計	2002		800	0	320	40			
		2012		800	0	320	40			
合計	2002			6944	336	320	370			
	2012			3000	240	1670	160			

2002年はブースキーパーに、2012年はミニットマンに搭載。
 空中発射巡航ミサイル(ALCM)および新型巡航ミサイル(ACM)の弾頭。
 # 巡航発射巡航ミサイル(SLCM)トマホークの弾頭。
 # # 地上発射巡航ミサイル(GLCM)の弾頭。

小計	不活性状態(イナクティブ)弾頭数	合計
315	300	615
0	0	0
920	0	920
615	300	915
550	0	550
220	300	520
1785	300	2085
835	600	1435
2880	336	3216
1740	1460	3200
400	0	400
400	0	400
3280	336	3616
2140	1460	3600
370	100	470
165	300	465
55	0	55
55	0	55
0	200	200
0	200	200
420	0	420
215	200	415
900	900	1800
500	1300	1800
1745	1200	2945
935	2000	2935
6810	1836	8646
3910	4060	7970
840	450	1290
840	450	1290
320	0	320
320	0	320
0	400	400
0	400	400
1160	850	2010
1160	850	2010
7970	2686	10656
5070	4910	9980

住んでいる」であった。確かに相互確証破壊(MAD)の放棄は宣言された。

しかし、彼はもっとも素朴な疑問に答えなかった。削減計画を額面通り受け取ったとして、そのような世界で、なぜ核の三本柱を維持し、2200発もの核弾頭を維持する必要があるのか、という疑問である。NRDCの著者たちは、NPRを分析して、次のような結論を導いている。

つまり、冷戦後を象徴する「ならずもの国家」などへの柔軟な核使用が強調されているが、それは二次的なものである。冷戦時代の、敵の核戦力を先制攻撃で破壊するに充分な「大型核攻撃の選択肢」を、ほとんど変えずに維持している。ただ、敵の弱体化に見合って規模を縮小しているだけである。そのような選択肢を維持したうえで、柔軟な「適応型」の核戦争計画を補足しているにすぎない。

この説明によって、2200弾頭の謎も理解することができる。

そう考えると、「冷戦は終わった」宣言は、ミサイル防衛計画に乗りだす方便であったと言える。世界は、より危険な状態に入り込んだと言わざるをえない。

数字のからくり

しばしば引用してきたように、米口は10年後の「作戦配備された戦略核弾頭」を1700~2200発まで削減することに合意した。START (第三次戦略兵器削減交渉)のときと同様に、米国の目標数は、この幅の中で上限の2200発であると考えられている。

表を参照していただきたい。活性状態(アクティブ)弾頭数の列の一番左の作戦配備の列の戦略核合計の行を見ると、2002年の6144発から2012年の2200発に削減される。これが3分の1になると宣伝されている数字である。

実際には、これ以外に次の6種類の核弾頭が保有されることになる。(表参照)

2隻のトライデントが常時オーバーホール中であり、その弾頭240発。

迅速対応戦力(レスポンス・フォース)として保存される戦略ミサイルや爆撃機用の弾頭、1350発。

米国とNATOに作戦配備されている核・非核両用戦闘機のための非戦略核爆弾(B61)、800発。

迅速対応戦力に属する320発の巡航ミサイル・トマホーク用核弾頭(W80)、戦略・非戦略の予備弾頭160発。

手つかずのまま不活性状態(イナクティブ)弾頭として保存される約4900発。

これらを合計すると、約7800弾頭となる。公式発表の2200を加えると約1万発(表では9980個)の弾頭が、実際に米国が保有する核弾頭と推測される。

同じ計算をしたときの、現在の保有核弾頭数は10,656弾頭であるから、10年間に6%減るに過ぎない。

これは、ミニットマンの弾頭W62が減るだけで、残りは本質的に変わらないことを意味している。

さらに、この他にも、約5000対のプルトニウム・ピット(一次爆発用)と高濃縮ウラン集合体(二次爆発用)が別々に保管されており、兵器として再組立てが可能な状態にある。これは、「戦略的予備」と呼ばれるが、弾頭の形ではないので、弾頭としては数えられない。プッシュの削減案には、「戦略的予備」も対象になっていない。したがって、10年後にも実質的には約15000弾頭を持ちうる状態を保っている結果となる。

活性・不活性と迅速対応戦力

最後に、表にある活性、不活性、そして迅速対応戦力について説明を加えておきたい。

弾頭そのままの形の集合体であって、トリチウムやその他の半減期の短い物質が充填されたまま、即使用可能状態のものを活性状態(アクティブ)と呼んでいる。ちなみに、トリチウムは水素の不安定な同位元素であり、半減期12.3年、毎年5.5%の割合で減少する。

それに対して、トリチウムなど半減期の短い物質を充填していない状態の核弾頭集合体を不活性状態(イナクティブ)と呼んでいる。

プッシュの「削減」のトリックは、活性状態の核兵器に、「迅速対応戦力」という新しい範ちゅうを導入した点にある。これは、再使用できる状態を確保しながら、作戦配備とは別の貯蔵状態に置くものである。再使用に要する時間は、弾頭の種類により、数日、数週、数ヶ月、1年かそれ以上、などと説明されている。

表を見て分かるように、現在の核弾頭の約8000発が活性状態、2700発が不活性状態にあると推定される。

(梅林宏道)

有事法制・マエダ便

第2便

前田哲男

有事法制の本質 3つのキーワード

1 ガイドラインからガイドラインへ

二つのガイドラインが有事法制の先導役であった。〈有事法制研究〉は77年8月、防衛庁内で開始された。前年に〈防衛計画の大綱 前大綱〉が決定され、翌年には〈日米防衛協力のための指針(旧ガイドライン)〉の合意がなされている。また、法制化への動きが表面化した時期(99年前後)に先立って、〈防衛計画の大綱改定〉=現大綱(95年)、〈新ガイドライン合意〉(97年)、〈周辺事態法制定〉(99年)と防衛体制と安保協力の一新が行われている。有事法制研究がこれらの動きと無縁であったとは考えられない。有事法制には「ガイドラインの影」が貼り付いている。その意味で「ガイドラインからガイドラインへ」である。

2 コインの裏表

新ガイドラインが集団的自衛権を求め、周辺事態=海外派兵が有事法制を表舞台に引き出した。〈新ガイドライン〉最大の特徴は、日米軍事協力の場が〈日本本土共同防衛〉から〈周辺事態支援〉に拡大されたことにある。周辺事態は〈地理的な概念ではない。事態の性質に着目した概念である〉と説明される。地域は不定、時制は不測である。周辺事態が、日本国土への直接攻撃を前提としないアメリカの軍事行動である以上、それは集団的自衛権の行使として理解されるべき対米地域戦争支援となる(アフガン攻撃の後方支援もその一例である)。そのような自衛隊の海外任務=集団的自衛権の行使は(在日米軍の活動円滑化を含め)、日本国内において地方自治体と民間企業の「囲い込み」を行なうことなしに実施し得ないであろう。したがって有事法制=国内戦時体制の確立は、集

团的自衛権=海外派兵と一体をなす、同一目的の二つの表現 コインの裏表 と受け止めなければならない。

3 福田派の系譜

福田~森~小泉と連なる福田派内閣が、有事法制の仕掛け人である。〈有事法制研究〉を指示・推進した発端は福田

イラスト:志水奈那子

起夫首相・安部晋太郎官房長官の時代にさかのぼる。自民党右派、国防タカ派として知られる福田派内閣が生みの親であった。福田首相は栗栖統合幕僚会議議長が〈超法規発言〉で更迭されたさい、〈慰留できないのか〉と不満を示し、民間防衛体制確立にも熱意を燃やした。その「タカ派体質」が安部派をへて森派へと受け継がれ、現在の小泉首相・安部晋三官房副長官の代まで有事法制の血脈を伝えたのだとも考えられる。

有事法制の3類型

現在提起されている〈有事法制〉の全体像は、以下3つの法律(群)によって構成される〈有事国家システム〉への道として把握できる。

自衛隊の出動および部隊行動円滑化にかかわる法制としての側面
自衛隊の〈戦時特例法〉新設。
米軍の行動支援にかかわる法制としての側面
在日米軍と米軍基地に対する〈安保特例法〉拡大。
国民の権利規制の法制としての側面

国家防衛に向けた〈メディア規制法〉や〈治安特例法〉新設。
すなわち〈自衛隊有事法〉、〈米軍有事法〉、〈社会有事法〉からなる国家改造計画である。これら有事国家に向けた3つの法的準備は、領域を少しずつ重ね合せながら相互に補強・依存しあい、有事法制のトライアングルを形成している。とくに現段階では法案としてまだ明瞭に示されていないが、の側面、さらに同時進行中の を注視する視点が重要である。

安保特例法の拡大 新ガイドラインにおいて周辺事態=集団的自衛権=安保の実質改定が「コインの表」に刻印されたのに併せ、基地提供のあり方にも大きな変更 “コインの裏”が刻まれた。すなわち〈施設・区域の追加提供、米軍による自衛隊基地の使用、民間空港・港湾の一時的使用〉を認めたことであり、その担保のため、〈日本政府は地方公共団体が有する権限および能力並びに民間が有する能力を適切に活用する〉ことが約束された。そうである以上、対米公約を果たす上からも、地方自治体や民間企業の権限・能力を国家が手中にする措置がとられなければならない。

治安特例法の新設 いっけん別事象のように進行しているかに見えるものの、今国会に〈個人情報保護法案〉(前国会から継続審議)、〈人権擁護法案〉(新法)、〈住民基本台帳法改正案〉が上程されるのも、有事国家システムづくりの不可欠の一環として受け止められなければならない。

以上見たように、に包摂される法律群は、憲法第9条はもとより、基本的人権、地方自治の実質的な停止をめざす違憲立法の集積であると表現して過言でない。軍事優先・中央集権の行政、地域と職場の囲い込み・メディアの管理と統制を求めると、まぎれもなく〈国家総動員体制の再現〉といえる。

いま直面している事態は、このような全般的〈有事特例法システム形成〉への第一歩として把握しなければならない。以上のような問題意識によって〈有事国家〉の全体像が捉えられ、それに対する対抗基盤が形成されるべきであろう。

マエダ便全文は、ホームページに掲載されます。第1便の続き「有事法制研究の沿革(続)」をHPへ。
<http://www.peacedepot.org>

ABM条約脱退に関わる 法律的な問題

- - 米国内の論争 - -

米国のブッシュ大統領は昨年12月13日に、ソ連との間で結ばれ、ロシアに引き継がれた対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）を一方的に破棄する方針を表明した。この方針について彼は、条約の脱退については議会の承認を得る必要はない、との立場をとっている。このまま進めば、6ヶ月の猶予を置いて、今年の6月にABM条約は廃棄される。

10の問題点

米国内では、ABM条約を維持すべきだと考える人は少数ではなく、議会でも民主党には維持すべきだという意見が多いようだ。にもかかわらず、9・11以来のブッシュの支持率の高さに押されて、反対論は政治的な力にはなっていない。しかし、さまざまな疑点は提出されている。たとえばロバート・ボウマンは下に挙げる10の問題点を挙げて、自分の答は全てノーだ、と言っている。

1. 米国大統領は上院の同意あるいは議会の承認なしに国際条約を脱退できるか。
2. ABM条約について、脱退の必要条件是充たされているか。
3. 弾道ミサイル防衛のために、今ABM条約を脱退する必要があるか。
4. おとなど予想できる攻撃側の対抗技術に対して有効なミサイル防衛技術は、予見できる時間内に実現できるか。
5. 弾道ミサイル防衛を正当化できるような脅威は実際に存在するか。
6. 現在考えられているミサイル防衛網は、大陸間弾道ミサイルと大量破壊兵器の技術を備えた先制攻撃に生き残れるか。
7. 現在の、あるいは予想できる弾道ミサイル攻撃に対して、ミサイル防衛は他の方法に比べてより有効かつ安価であるか。
8. ミサイル防衛の構築とABM条約脱退に対する同盟国と敵対国の想定

し得る反応を考慮したとき、この政策は全体として国の安全保障を高めるか。

9. CIAも国防総省も、ミサイル攻撃よりも飛行機・小型ボート・貸しトラックなどによる攻撃の方がずっとありそうだといっているが、ミサイル防衛はそれらに対して全く役に立たない。また、ABM条約からの脱退は米国に対する怖れと憎しみ増幅して、テロリストの攻撃を誘発する。仮想的な「ならずもの国家」のミサイルに対するミサイル防衛配備は、テロリストの危険の増大を相殺するほど安全保障を高めているか。
10. ABM条約からの脱退は米合州国民の利益か。

これらの論点のうち、後半はこれまで何度も論じられてきた。ここでは、「核政策に関する法律家委員会」会長のP・ワイスによって、大統領の条約脱退権限についての議論を紹介する。

大統領の権限

ここで問題にされているのは、合州国憲法の定める立法・行政・司法三権のバランスである。合州国憲法は他国との関係について、大統領の3つの職務を規定している。

- 1 軍の最高司令官
- 2 条約の締結
- 3 大使の任命

これらはいずれも「上院の助言と承認の下で」とされているが、2 条約の締結については上院の 2 / 3 の承認が必要である。条約の破棄・脱退については、明文による規定はない。しかしこれまで各大統領はおおむね、議会と協議しその「助言と承認」の下に条約の破棄・脱退を含めて外交を行ってきた、とされる。

議会との協議が十分でなく、大統領の外交政策に不服な議員たちが規定逸脱

を理由に大統領を裁判所に訴えた例が、最近2回ある。

1つは、中国との国交成立にもなって台湾との防衛条約を破棄したカーター大統領（1979年）もう1つは、湾岸戦争を議会の承認なしに始めた先代のブッシュ大統領（1990年）である。後者の場合53人の議員が、大統領が議会の承認なしに宣戦するのは憲法違反である、との訴えを起こして裁判所に認められた。まもなく上院が小差で宣戦を承認したので、それ以上は問題にならなかった。

今回のABM条約脱退に関係して論じられるのはその前の、台湾との防衛条約破棄の問題である。しばしばゴールドウォーター（ベトナムにおける軍事行動の徹底的遂行を主張した1968年の共和党大統領候補）対カーター事件と呼ばれるこのケースは、提訴した議員側が敗訴したと一般的に考えられており、今回のABM条約脱退に際しても議員が裁判に踏み切るのに対するブレーキの役割をはたしているようだ。

しかしワイスは、そう考えてしまうのは単純に過ぎる、と言っている。

「ゴールドウォーター対カーター」事件

一番でこの事件を担当したガッシュ判事は、建国以来の歴史などを調べた上で、外国と交渉するのは大統領の職務だが、外交政策の決定は大統領の専権事項ではない。権力行使を適切にチェックする必要がある、として条約破棄には上院の2 / 3、または両院の過半数の承認が必要、と判決をした。

この判決は控訴審で覆った。判事たちは、大使の任命には上院の承認が必要だが罷免は承認なしに出来るとか、条約と法律は違うとか、この案件は中国承認という大統領権限と密接に関係しているとかいう議論の後で、訴えを却下した。その中で主席を含む二人の判事は、「議会が条約破棄について直接関わろうというのであれば、他の方法はいくらでもある」と言っている。ここを指して、一部の議員ではなく上院が全体としてこのような行動をとったのであれば結果が変わった可能性が高い、とワイスは言う。またいくつかの点で意見を異にする別の判事は、条約破棄の権限は大統領ではなく合州国にある、と言い、さまざまな技術が進歩した結果、世界中の諸問題

が国内に大きな影響を及ぼすようになった現在、外交における権限を昔のままにしておく、それを通じて、国内においても行政府がますます大きな権限を持つようになる、と言っている。

これに対して最高裁は二審の判決を破棄し、訴えを却下するように一審に差し戻した。多数意見は、これは政治的な案件で司法が取り扱うべきでない、というものであった。しかしパウエル判事は、議会在が定められた手続きに従って大統領の条約破棄の決定に異議を唱えるのであれば、それは国にとって重要な問題で

あり、司法の判断が必要とされる、として反対意見を述べた。意見を述べなかった判事もいる。

ワイスは、ゴールドウォーター対カーター事件についての最高裁の決定は、結局のところ、この種の問題をどう考えるべきかという指針を与えてはいない、という。だから、国内法の立場からみても、問題が残っている。

その一方で彼は、ABM条約が定めている廃棄の条件が充たされているかどうか、国際法上の問題がある、と指摘している。条約では、「異常な事態が自国

の至高の利益を危うくしていると認められるとき』に破棄できることになっている。ブッシュ大統領はそのような事件として9・11を挙げたが、それよりずっと以前から彼が破棄するつもりだったことは明らかだからだ。

法律学者としてワイスは、危険な権力の肥大化をどう防ぐか、という視点からしても、議会のみならず社会的にこの問題を議論する必要がある、と述べている。
(赤澤五郎)

日誌

2002.3.1~3.15

(作成:川崎哲、中村桂子)

CTBT = 包括的核実験禁止条約 / DOD = 米国防総省 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / LT = ロサンゼルス・タイムズ / MD = ミサイル防衛 / NPR = 核態勢見直し / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会 / WMD = 大量破壊兵器 / WB = ホワイトビーチ / WP = ワシントン・ポスト

3月1日 ベルギー、閣議で25年までの原発全廃方針を決定。

3月1日付 ベトナム戦争中にニクソン米大統領が「核兵器を使用したい」と発言、キッシンジャー氏の反対で中止していた。APなど。

3月1日付 米政府が核テロ攻撃にも耐えうる「影の政府」を地下施設で運用中、とWP。

3月3日 スイス、国民投票で国連加盟を承認。

3月4日 米国務省、世界の人權状況の報告書を発表。北朝鮮の日本人拉致疑惑「最大20人」。

3月5日付 ストロー英外相、タイムズ紙に寄稿、「イラクに再び核疑惑。査察応じなければ相応の結果」と警告。

3月6日 中国02年度予算案を全人大に提出。国防費、前年比17.7%増の2兆6千億円。

3月6日 唐・中外交、不審船引き揚げを強く牽制。会見で。

3月7日 アナン国連事務総長、サブリン・イラク外相と会談。プリクスUNMOVIC委員長も同席。進展なく、4月半ば再会談で合意。

3月9日付 LT、機密文書NPRの内容暴露の報道。7カ国対象の核攻撃シナリオ策定、限定核攻撃用の小型戦術核開発の検討を命じる。(前号参照)

3月10日 韓国与野党、「韓半島だけでなくいづれの国への核使用にも反対」と声明。

3月10日 ラフサンジャニ・イラン前大統領「米国の脅迫政策」と批判。

3月10日 米台防衛サミット、米で初開催。12日まで。武器売却問題等。中は中止を求める。

3月10日付 英紙、米が、対イラク軍事行動に英軍「2万5千人」の地上兵力派遣を打診と報道。

3月11日 よど号ハイジャックメンバー元妻、83年に有本恵子さんの拉致に関与と供述。

3月11日 同時テロから半年、ブッシュ米大統領、WMDテロに対して「対決する覚悟」と演説。

3月11日 チェイニー米副大統領、「7カ国へ先制核攻撃準備とは言い過ぎ。いかなる国も通常は核攻撃の対象としない」。

3月11日 孫・中外交省報道局長、NPR米紙報道に「不安と心配」。

3月11日 チェイニー米副大統領、ブレア英首相と会談。対イラク協調再確認。

3月12日付 米軍が多国間演習「チームチャレンジ02」で日本の自衛隊機の着陸を比に求めたことが明らかに。朝日新聞。

3月12日 ボルトン米国務次官、イラク攻撃の根拠は湾岸停戦決議にあるとし、米朝枠組み合意は「時間切れ寸前」。

3月12日 朝鮮中央通信、米NPR報道に「傍観せず強力な対抗措置講ずる」と牽制。

3月12日 イワノフ・ロ国防相、米大統領らと会談。核使用計画報道について「詳細に話し合った」。

3月13日 ブッシュ米大統領、核政策について「すべての選択肢を持たなければならない」。

3月14日 小泉首相、ムシャラフ・パ大統領と会談。首相はCTBT早期署名を要請、大統領は「個人的には問題ないが国内合意が必要」と述べる。

3月14日 在日米海軍と海自、横須賀で化学テロ対応合同訓練。

3月15日 DOD、MDのICBM迎撃実験「成功」と発表。前回より難易度上げたとの位置づけ。ブッシュ政権下で3回目。

沖縄

3月1日 日米合同委、瀬名波通信施設の土地返還に正式合意。楚辺通信所の移設先キャンプ・ハンセン内の通信システム工事の実施にも合意。

3月2日 米強襲揚陸艦セックス、勝連町WBに入港。7日、出港。

3月3日 揚陸輸送艦ジュノー、WBに入港。7日、出港。

3月4日 県、北谷町油污問題で、有害物質は環境基準値以下との分析結果を発表。

3月4日 米揚陸艦ジャーマンタウンとフォート・マクヘンリー、WBに入港。7日、出港。

3月5日 在沖海兵隊外交政策部長ヤーウェル大佐、「今のところ、(在沖)部隊を移す計画ない」。

3月6日 米軍輸送機C130、エンジントラブルで那覇空港に緊急着陸。空港は一時間閉鎖に。

3月6日 在沖米海兵隊、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブでの原野火災現場を公開。

3月7日 キャンプ・シュワブ沖で米軍の水陸両

用車17台が訓練。

3月7日 普天間飛行場でCH53E大型輸送ヘリから火災。市や県への通報遅れる。

3月9日 嘉手納ラブコン(米軍の進入管制レーダーシステム)の故障で那覇空港の便に遅れ。

3月11日 沖縄北IC近くで米軍の空砲2000個が見つかる。12日、米軍のものと確認。

3月13日 小泉首相、普天間の契約拒否用地について、米軍用地特措法に基づき、使用認定。

今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム

CIA = 米中央情報局

ICBM = 大陸間弾道弾

NATO = 北大西洋条約機構

NGO = 非政府組織

NPR = 核態勢見直し

NRDC = 天然資源保護評議会

MAD = 相互確証破壊

SLBM = 潜水艦発射弾道弾

SSBN = 戦略原子力潜水艦

START = 第3次戦略兵器削減交渉

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>

中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、志水奈那子、津留佐和子、前田哲男、白鳥紀一、梅林宏道